

太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表
〔低 圧〕

「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔低圧〕」16（料金の算定）における購入料金単価は、以下のとおりです。

【購入料金単価】

購入料金単価は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年 8 月 28 日施行）および同法に基づく経済産業大臣告示（平成 24 年 3 月 1 日）により、定められた単価といたします。

（消費税等相当額を含みます。）

1 太陽光発電設備単独の場合

| | | |
|-------------------------|---|--------|
| 受給電力量 1キロワット時 につき | 受給最大電力 10キロワット未満の場合 | 42円00銭 |
| | 受給最大電力が10キロワット以上で、国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS認定）等により当社が確認できた場合 | 40円00銭 |
| | 上記以外の場合 | 24円00銭 |

2 他自家発電設備等併設の場合

| | | |
|-------------------------|---|--------|
| 受給電力量 1キロワット時 につき | 受給最大電力 10キロワット未満の場合 | 34円00銭 |
| | 受給最大電力が10キロワット以上で、国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年4月1日から平成24年6月30日までに当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS認定）等により当社が確認できた場合 | 32円00銭 |
| | 上記以外の場合 | 20円00銭 |

（注1） 上記単価は、平成 23 年 4 月 1 日以降に新たに余剰電力受給契約の申込みを受け、原則として平成 24 年 6 月 30 日までに受給を開始した場合に適用いたします。

現行の買取制度は、平成 24 年 7 月 1 日に施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による制度に移行されることとなっております。

現行の買取制度においては、平成 24 年 6 月 30 日までに契約申込みした場合の買取条件について定められておりますが、平成 24 年 6 月 30 日までに申込み、平成 24 年 7 月 1 日以降に受給開始した場合の取り扱いが未定のため、平成 24 年 6 月 30 日までに受給開始した場合を対象として購入料金単価を規定しております。

（注2） 他自家発電設備等併設とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加し得る場合をいいます。

（注3） 40円00銭または32円00銭の適用を希望される場合、国の設備認定等の手続きは、発電者に実施していただきます。

以 上